

はい、こちら企業の労働110番です。

朝一番の相談電話は、先月ご入会いただいたばかりの企業の社長からでした。

「うちの会社は、今ま

る法律や円滑な労務管理について、真剣に取り組みたいということで名北協会にご入会されました。

労働時間法では、法定労働時間（1週間40時間及び1日8時間）を超

て労働させること、また法定休日（週1日又は4週4日の休日）に労働させることを禁じており、これに違反した場合には刑事罰（6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金）が科されます。ただし、各事業場で、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、過半数で組織する組合がない場合は、労働者の過半数を代表する者との間で36協定（時間外労働・休日労働に関する労使協定）というものを結んだこともなければ、出したこともないけれど大丈夫か？」というものでした。

この社長は、労働に関する相談員日誌

名北協会相談員日誌 39

36協定企業の労働110番です

名北労働基準協会
労務管理推進室 労務管理コンサルタント

社会保険労務士 佐野孝輔

36協定締結時の留意点について

る場合に、労使協定の締結が必要であるということです。

なお、労使協定の締結が必ず36協定の締結と届出が必要であるということです。

当事者の一方である労働

くあるのが、経営者などからの指名制や、1～2年で代表が自動的に交代していく持ち回り制度です。選出にあたっては、その事業場における労働者の意見を反映させるために、労働者全員の挙手や投票など民主的な手続きでなければなりません。

また、会社側としては注意すべきことは、労働者の過半数代表の者、または、なろうとした者に対して、解雇、賃金の減額、降格など、労働条件について不利益な扱いをしてはいけません。

のではありません。労働者の就業上の義務とするためには、「時間外労働・休日労働を行わせる」との内容を就業規則等に明示しておくことが必要です。多くの事業場で労使協定、特に36協定の更新が行われる時期です。適切な労使協定の締結を行ってください。



者側の「労働者の過半数」は、その事業場に使用されているすべての労働者の過半数という意味です

から、パート・アルバイトなどの非正規労働者や、時間外・休日労働の割増賃金の支払いが不要である管理監督者、さらには

36協定の締結をはじめとする各種労務管理、安全管理、労働トラブル等に関わるご相談がございましたら『企業の労働110番』をご活用ください。当協会の専門相談員が企業の立場でお答えいたします。

会員事業場専用無料専用ダイヤル

『企業の労働110番』

100 052-961-71

(未入会の事業場においても電話予約の上、ご来局相談1回に限り無料で承ります)

イラスト・森沢康代